

自治会の個人情報 取扱い手引

会員名簿を作るときの注意事項
～個人情報保護法の改正に伴う
対応について～



鶴ヶ島市市民生活部地域活動推進課

令和3年1月発行

自治会も法に定める事業者に該当します

「個人情報保護法」は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護することを目的として制定されたものです。

この法律が平成27年9月に改正されたことにより、会員の人数にかかわらず、自治会も個人情報取扱事業者に位置付けされました。

これにより、自治会でも個人情報保護法に従って個人情報を適正に取り扱うことが義務となりました。



ポイントは大きく3つ



ポイント1：【通知】

個人情報収集する目的や管理方法を知らせる

→ 総会や回覧などを利用して会員に周知する

ポイント2：【同意】

入会時の個人情報は本人の同意を得て取得すること。

→ 申込書などには個人情報の利用目的が明記され、本人の同意を得られるものを用意する

ポイント3：【情報の管理】

取得した個人情報の管理方法等を定める

→ 自治会の規約の改正や「個人情報取扱方法」を作成する

ポイント1：通知

利用目的を知らせる

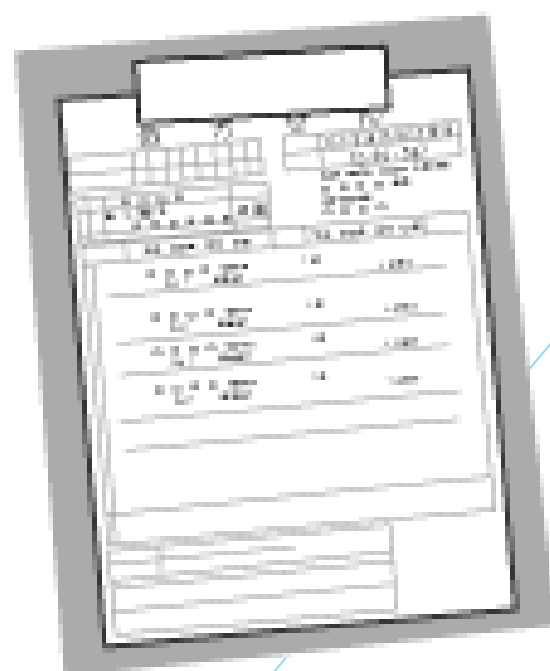
自治会で持っている会員の情報には、入会申込書に記載する氏名や電話番号などの個人情報があります。その情報を活用して自治会名簿を作成する場合などには、取得した個人情報の利用目的を会員に向けて通知することが必要です。

個人情報の管理方法を知らせる

利用目的のほかに、名簿にのせる個人情報の項目、個人情報を収集する際の本人の同意の取り方など、収集した個人情報の管理方法などについて話し合い、自治会規約の改正や「個人情報取扱方法」の作成などによりルールを定めましょう。

作成した規約等は、自治会会員に向け、総会での説明や回覧などで内容の周知を行うことが必要です。

集めた個人情報をだれが見るのか、会員に配布するののかは、名簿の目的によって異なりますので、各自治会の事情に合わせて検討しましょう。



すでに会員名簿がある場合

すでに自治会の会員名簿があり、個人情報を取得している場合は、総会や回覧を利用して、個人情報の利用目的を周知しましょう。

名簿に記載されている情報は、利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容とするように心がけ、転出や退会があった際は、その都度情報を更新していきましょう。

【例】

「当自治会では、皆さんから取得した個人情報を会員相互の親睦や連絡のため名簿・地図などの作成に利用し、適正に管理します。」



ポイント2：同意

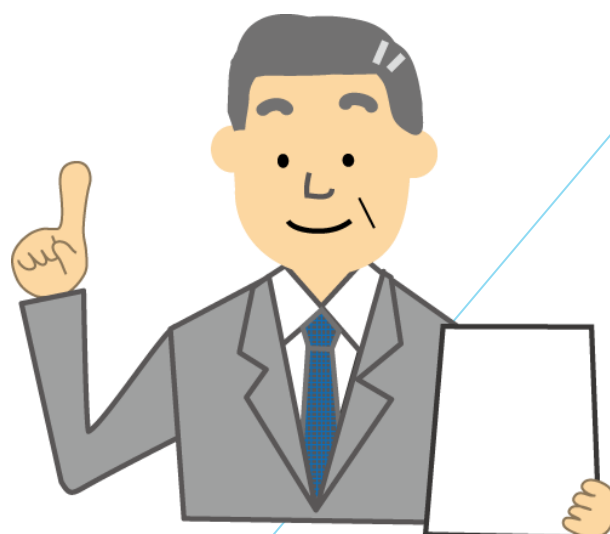
本人の同意を得ること

会員から情報を取得する際、氏名、住所、電話番号など、自治会活動に必要な項目を決め、利用目的を会員本人に通知し同意を得ることが必要です。個人情報には、本人から取得することが原則であり、本人以外の方から情報をもらう場合は、必ず本人の同意を得る必要があります。

また、自治会は会員の情報を、第三者に提供する場合にもあらかじめ本人の同意が必要となります。

本人の同意が得られなかった場合は・・・

利用目的など、趣旨を十分に説明しても同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要となります。また、項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ記載するようにしましょう。



ポイント3：情報の管理

個人情報の利用及び 管理の仕方を文書にする

取得した個人情報の管理方法を決めなければいけません。

自治会規約を改正する方法と「個人情報取扱方法」として文書にまとめる方法があります。

自治会規約の改正

自治会において、個人情報の取り扱いを規約に追加する場合は、規約の改正が必要です。本文に新たな条項を設け、追加します。

ただし、規約に委任規定（「その他必要な事項は会長が別に定める」等）が設けられている場合は、規約改正を行わずに「個人情報取扱方法」を作成できます。

「個人情報取扱方法」の作成

会則改正と合わせて、新たに「個人情報取扱方法」を作りましょう。